

令和 2 年度

市民が主役の 地域づくり



は じ め に

「私たちの住む地域をよりよくしたい。」その思いこそが地域づくりです。

地域のことは、地域に住む皆様が一番良く知っています。地域の課題を解決し、より魅力あるまちづくりを進めていくためには、行政だけでなく、そこに住む人たち一人ひとりの力を生かし、市民と行政が協力して取り組む「協働のまちづくり」を進めていくことが大切です。

本市でも、自治会や町内会、各種団体を中心に知恵や時間、労力等を出し合い、お互いに協力しながら地域課題の解決に向けた取り組みを積極的に行っています。

このため、本市では、地域における協働の推進体制を構築するとともに、市民の皆様と行政との信頼関係を深めることによって「協働のまちづくり」を進めているところです。

この冊子は、自治会や町内会などのコミュニティ組織を対象とした、地域づくりのための支援事業を紹介していますので、地域活動の参考としてご活用いただければ幸いです。

新しい時代の幕開けとともに、市民の皆様との「協働のまちづくり」をより実効性のあるものにしていくため、支援事業の改善に向けた、市民の皆様からのご提案やご意見をお願いいたします。

なお、この冊子では支援事業の概要のみ紹介していますので、具体的な基準・条件など詳しい内容につきましては、それぞれの問い合わせ先にご照会くださいますようお願いいたします。

令和2年5月

目 次

ページ番号

1	おらっっちゃ創生支援事業	1
2	持続可能な地域づくり支援事業	4
3	地域づくりアドバイザー招聘支援事業	5
4	コミュニティ助成事業	6
5	氷見市地域ぐるみ除排雪促進事業	8
6	地域生活基盤整備支援事業	9
7	地域ぐるみ環境保全事業	11
8	市民会議室（仮称）設置機器	12
9	NPO法人設立補助金	14
10	市内で空き家を所有されている方へ	16
11	住まい・移住に関する補助制度のご案内	18
12	氷見市定住マイホーム取得支援補助金	20
13	氷見市まちなか地区居住支援補助金	22
14	氷見市住宅リフォーム支援補助金	23
15	氷見市空き家優良物件化支援補助金	24
16	氷見市定住促進賃貸住宅家賃補助金	25
17	氷見市移住世帯生活応援金	26
18	地方創生移住支援金	27
19	危険老朽空き家対策事業	28
20	危険老朽空き家対策事業補助金	29
21	氷見市まちづくり出前講座	30
22	きときと100歳体操事業	32
23	資源集団回収報奨金	33
24	生ごみ処理機等購入助成金	34
25	ごみ集積場整備事業補助金	35
26	氷見市高齢者運転免許自主返納支援事業	36
27	氷見市防犯カメラ設置補助金事業	37
28	氷見市創業支援事業補助金	38
29	氷見産木材活用促進事業補助金	40
30	木質バイオマスストーブ設置補助金	41
31	氷見市有害鳥獣被害防止対策補助金	42
32	水路整備地域支援事業	43
33	土地改良支援事業	44
34	道路整備地域支援事業	45
35	道路の原材料支給事業	46
36	地域ぐるみ環境保全活動促進事業	47
37	木造住宅耐震改修支援事業補助金	48
38	花とみどりのまちづくり推進事業	49
39	地域の花づくり推進事業	50
40	浄化槽設置整備推進事業	51
41	浄化槽整備推進モデル地区事業	52

1 おらっちゃ創生支援事業

◆事業の内容

氷見市の地方創生の実現に向けて、豊かで住みよい個性あるまちづくりを推進するため、自治会や団体などが実施する「おらっちゃ創生支援事業」の取り組みを募集します。

この事業は、市民一人ひとり、各地域、各種団体がそれぞれの立場で氷見市の地方創生に貢献する活動の経費を補助します。

- ※ 年2回（例年4月・8月）、申請を受け付けます。詳しくは、『広報ひみ』及び市ホームページなどでお知らせします
- ※ 令和2年度より通年募集の「価値提供型事業（チャレンジ枠）」を新設しました。

◆事業主体

自治会、各種団体等

◆選定委員会

選定委員会を年2回開催します。令和2年度の日程は以下のとおりです。

	申請書提出期限	提案発表会開催日程※
第1回	4/13(月)	書面審査のため開催せず
第2回	8月末を予定	9月中旬を予定

※提案発表会の開催場所は、氷見市役所を予定しております。

ただし、第1回提案発表会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面で実施。第2回提案発表会についても、書面で実施する可能性があります。

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

企画政策部 地域振興課

地域協働担当

TEL 74-8013

Eメールアドレス: chiikishinkou@city.himi.lg.jp

◆補助対象事業

区分	補助対象経費	補助率	補 助 基 準	補助限 度 額
<u><目標Ⅰ いのちと暮らしを守る></u> <u><目標Ⅱ 働く場所の創出で元気な氷見市へ></u> 価値提供型事業	社会に対して新しい価値を提供する事業の実施に要する経費	10 分の 10（1 年目） 3 分の 2（2 年目） 2 分の 1（3 年目）	事業費 10 万円以上	30 万円
<u><目標Ⅰ いのちと暮らしを守る></u> <u><目標Ⅱ 働く場所の創出で元気な氷見市へ></u> 価値提供型事業 （チャレンジ枠）	上記事業のうち、小規模で試験的に実施する事業に要する経費	10 分の 10	事業費 1 万円以上	5 万円
<u><目標Ⅰ いのちと暮らしを守る></u> <u><目標Ⅲ ストップ・ザ・少子化></u> 課題解決型事業	社会に存在する地域課題を解決する事業の実施に要する経費	10 分の 10	事業費 1 万円以上	15 万円
<u><目標Ⅰ いのちと暮らしを守る></u> 地域魅力アップ事業	地域資源を活用した地域の活性化につながるソフト及びハード事業の実施に要する経費	2 分の 1	事業費 50 万円以上	100 万円
<u><目標Ⅰ いのちと暮らしを守る></u> 小規模多機能のまちづくり事業	地域づくり協議会が地域づくり計画に基づき、小規模多機能のまちづくりのための施設整備及び事業の実施に要する経費 （ただし、事業の立ち上げや拡大、質の向上に資するものに限る。）	10 分の 10	事業費 10 万円以上	100 万円

おらっちゃ創生支援事業 補助実績一覧表

(単位：千円)

年度	種別	団体名	補助額	総事業費	事業内容
28	地域魅力アップ提案事業(ソフト)	氷見元氣やさいの会	168	179	野菜を通じて氷見の地域活性化と魅力発信
28	地域魅力アップ提案事業(ソフト)	氷見クッキングスマイル	189	282	〈地産地消〉氷見の食材を活用した料理の普及拡大
28	地域魅力アップ提案事業(ソフト)	キトキトごはん氷見	280	329	日常からの防災 生き抜く力を育てる！
28	地域魅力アップ提案事業(ソフト)	谷屋大池を守る有志の会	300	311	谷屋大池 ふなとかめ 復活祭2016
28	地域魅力アップ提案事業(ソフト)	氷見カレー学会	205	234	地域資源を活用した氷見カレーソース
28	ドリームプランまちづくり提案事業	ひみ活性化推進サークルRyu	300	322	台湾出向宣伝
28	コミュニティセンター改修事業	島尾自治会	600	3,000	島尾自治公民館改修事業
28	コミュニティセンター改修事業	柿谷地区自治会	472	2,360	トイレ水洗化改修事業
28	地域魅力アップ提案事業(ソフト)	久目地区地域づくり協議会	133	167	「農山村体験 in 久目」事業
28	地域魅力アップ提案事業(ソフト)	論田・熊無藤箕づくり技術保存会	300	368	論田・熊無藤箕伝承の館整備&PR事業
28	結婚・出産・子育て支援事業	氷見市農協青壮年部	300	376	サカナとリンゴ de 愛ツアー
28	地域魅力アップ提案事業(ハード)	谷屋自治会	489	940	多様なある躍動地域の創生・拡大事業
28	小規模多機能のまちづくり提案事業	仏生寺地域づくり協議会	996	996	防災マップ作成及び防災備品整備事業
28	コミュニティセンター改修事業	小杉自治振興会	519	2,595	小杉自治会館改修事業
28	地域魅力アップ提案事業(ソフト)	懸札自治会	300	324	地域内情報伝達事業
28	地域魅力アップ提案事業(ソフト)	ヒミツKitchen	112	131	氷見の海・山の幸を活用した保存食・調味料作り
平成28年度(16件)合計			5,641	12,914	
29	コミュニティセンター改修事業	北加納町内会	1,356	5,426	北加納コミュニティセンター改修事業
29	生活用水確保対策事業	城戸飲料水組合	3,441	5,162	簡易水道施設新設事業
29	地域魅力アップ提案事業(ソフト)	沖布ラッキーファーム	193	193	健康野菜の栽培と普及による地域の活性化と魅力の拡大
29	地域魅力アップ提案事業(ソフト)	上・下十二町自治会	286	287	十二町潟の歴史と文化の継承
29	地域魅力アップ提案事業(ソフト)	元氣ネット氷見	300	324	まんが・キャラクター活用による氷見のファンづくり事業
29	地域魅力アップ提案事業(ソフト)	特産氷見稲穂梅生産組合	300	451	特産氷見稲穂梅のブランド化と氷見の里山PR
29	地域魅力アップ提案事業(ソフト)	キトキトごはん氷見	139	209	日常からの防災 生き抜く力を育てる！
29	地域魅力アップ提案事業(ソフト)	氷見元氣やさいの会	112	169	野菜を通じて氷見の地域活性化と魅力発信
29	地域魅力アップ提案事業(ソフト)	谷屋大池を守る有志の会	128	193	谷屋大池 ふなとかめ 復活祭2017
29	地域魅力アップ提案事業(ソフト)	氷見カレー学会	173	293	地域資源を活用した氷見カレーソース
29	コミュニティセンター改修事業	中尾区・工区自治会	570	2,280	中尾転作研修センタートイレ改修事業
29	小規模多機能のまちづくり提案事業	仏生寺地域づくり協議会	964	964	仏生寺地区防災計画作成及び防災備品整備事業
29	結婚・出産・子育て支援事業	ひみキトキトこども食堂ネットワーク	293	301	子どもも大人も地域もこども食堂をもっと知ってもらいたい！
29	地域魅力アップ提案事業(ソフト)	森のいきり火災行委員会	250	339	森のいきり火2017
29	結婚・出産・子育て支援事業	氷見市農協青壮年部	151	228	リンゴ de 愛 ツアー
29	伝統芸能の保存・継承事業	地蔵町町内会	1,000	3,432	太鼓台の新調事業
平成29年度(16件)合計			9,656	20,252	
30	価値提供型	元氣ネット氷見	255	363	まんが・キャラクター活用による氷見のファンづくり事業
30	価値提供型	特定非営利活動法人連川地域支援センター	300	317	百合と音楽の鑑賞会 part20
30	価値提供型	森のいきり火災行委員会	203	306	森のいきり火2018
30	価値提供型	氷見結 TENT	300	421	朝日山テントシアター2018
30	価値提供型	特産氷見稲穂梅生産組合	214	322	特産氷見稲穂梅のブランド化と氷見の里山PR
30	価値提供型	宇波区	300	424	進上物(アゲモン)祭りによる地域づくり
30	小規模多機能のまちづくり事業	宮田校区地域づくり協議会	1,000	1,012	総合的社会福祉活動の活性化事業
30	課題解決型	ひみキトキトこども食堂ネットワーク	146	147	続・子どもも大人も地域もこども食堂をもっと知ってもらいたい！
30	課題解決型	(一社)氷見青年会議所	134	200	サバイバル体験キッズ～生き抜く力を養おう～
30	地域魅力アップ事業	鞍川倶楽部	340	683	人とひとつがなぐ鞍川山紅葉いっぱい事業
平成30年度(10件)合計			3,192	4,214	
31	価値提供型	元氣ネット氷見	154	308	まんが・キャラクター活用による氷見のファンづくり事業
31	小規模多機能のまちづくり	仏生寺地域づくり協議会	1,000	1,077	仏生寺地区先賢の伝承・PRとその関連施設等整備事業
31	価値提供型	宇波区	174	263	進上物(アゲモン)祭りによる地域づくり
31	価値提供型	特産氷見稲穂梅生産組合	212	425	特産氷見稲穂梅のブランド化と氷見の里山PR
31	地域魅力アップ	日名田夫婦滝保存会	610	1,225	夫婦滝景観活性化プロジェクト
31	小規模多機能のまちづくり	宮田校区地域づくり協議会	1,000	1,095	宮田校区の児童を中心とした地域住民の見守りと事故防止
31	小規模多機能のまちづくり	東地域まちづくり協議会	1,000	1,085	東地域のこどもたちやお年寄りを守る防犯カメラ整備事業
31	課題解決型	ひみキトキトこども食堂ネットワーク	150	154	続々・子どもも大人も地域もこども食堂をもっと知ってもらいたい！
31	価値提供型	ヒミアクティビティープロジェクト	242	242	Glanping in Himi 2019
31	地域魅力アップ事業	鞍川倶楽部	404	808	人とひとつがなぐ鞍川山紅葉いっぱい事業
31	価値提供型	氷見商工会議所青年部	300	324	冬の七夕 光のページェント ～みんなの願いをのせて～
31	価値提供型	ひみ・まちなか新しい観光(泊食分離) モニタリング事業	300	343	ひみ・まちなか新しい観光(泊食分離) モニタリング事業
平成31年度(14件)合計			5,546	7,350	

2 持続可能な地域づくり支援事業

◆事業の内容

住民の自主性・主体性に基づいた、自治会や各種団体による地域づくり協議会の設立や、地域づくり計画に基づく地域課題の解決に向けた活動等を支援します。

◆事業主体

地域づくり協議会設立準備会、地域づくり協議会

◆助成対象

(1) 地域づくり協議会設立支援

地域づくり協議会設立準備会を立ち上げた地区に対し、協議会の設立に向けた会議や研修等に要する経費を助成します。ただし、1回限り10万円を限度とします。

(2) 地域づくり計画策定支援

地域づくり協議会に対し、地域づくり計画策定のための調査や研修、地域住民への情報提供等に要する経費を助成します。ただし、地域づくり協議会として認定された年度、又はその翌年度1回限りとし、40万円を限度とします。

(3) 地域づくり協議会運営支援

地域づくり計画を策定した地域づくり協議会が、持続可能な地域づくりに向け、地域づくり計画に基づく活動を着実に実施できるよう、地域づくり協議会の運営に必要な経費や人件費等を助成します。

【独立公民館がある地区】 限度額50万円（運営費）

【独立公民館がない地区】 限度額167万6千円（運営費＋人件費）

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

企画政策部 地域振興課

地域協働担当

TEL 74-8013

Eメールアドレス: chiikishinkou@city.himi.lg.jp

3 地域づくりアドバイザー招聘支援事業

◆事業の内容

地域の課題解決に向けた、地域づくりの取り組みや実践的活動を支援するため、地域の希望に応じてアドバイザー（専門家）を招聘する経費を補助します。

◆対象団体

- (1) 地域づくり協議会
- (2) 地域づくり協議会設立準備会
- (3) その他、校区（旧町村）単位の自治会の集合組織

◆対象事業

アドバイザーは次に掲げる事項について、助言若しくは指導を行い、又は相談に応じるものとする。

- (1) 地域づくりや地域の課題解決に向けた取り組みに関すること。
- (2) 地域づくり協議会の設立及び運営に関すること。

◆補助金額

アドバイザーの派遣は、予算の範囲内で、原則として一地域につき年間3回（原則として1回につき1人）まで、招聘に要する経費（謝金及び旅費）の10分の10以内の額とし、1回あたり10万円、年間30万円を上限とする。

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

企画政策部 地域振興課

地域協働担当

TEL 74-8013

Eメールアドレス: chiikishinkou@city.himi.lg.jp

4 コミュニティ助成事業

◆事業の内容

宝くじの普及広報事業費として宝くじ事業収入を財源とし、（一財）自治総合センターが実施するコミュニティ活動に対する助成制度です。

◆事業主体

地区住民のコミュニティ組織

◆助成対象

- (1) 一般コミュニティ助成事業
住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図るため、コミュニティ活動に必要な備品又は設備の整備に要する経費に対して助成します。
- (2) コミュニティセンター助成事業
コミュニティ活動の推進のために必要な施設で、住民の需要の実態に応じた機能を有するコミュニティセンターの整備に要する経費に対して助成します。
- (3) 青少年健全育成助成事業
青少年健全育成のための、主として親子で参加するソフト事業に要する経費に対して助成します。
 - ① スポーツ・レクリエーション活動に関する事業
 - ② 文化・学習活動に関する事業

◆助成金額

- (1) 一般コミュニティ助成事業
100万円以上の事業で250万円を限度とします。
- (2) コミュニティセンター助成事業
総事業費の3/5を限度とします。
ただし、1,500万円を限度とします。
- (3) 青少年健全育成助成事業
30万円以上の事業で100万円を限度とします。

◆申請の手続き

毎年10月上旬頃、市を通じて翌年度の事業に対する助成の申請をします。
※毎年、助成事業の種類や助成金額等が変わる可能性があります。

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

企画政策部 地域振興課

地域協働担当

TEL 74-8013

Eメールアドレス: chiikishinkou@city.himi.lg.jp

※ この助成事業は、市、県を通じて（一財）自治総合センターへ申請する
ものであり、不採択となる場合もあります。

《一般コミュニティ助成事業 助成実績一覧表》

年度	種 別	団 体 名	事 業 内 容
26	一般	仏生寺地区地域づくり協議会	カラーリング用具整備
26	一般	上田子自治会	上田子公園遊具整備
26	一般	氷見市自治振興委員連合会	地域コミュニティ用印刷機器整備
27	一般	宇波区	獅子舞道具新調
27	一般	窪校区総代会	除雪機・物置整備
28	一般	川原町町内会	太鼓台新調
28	一般	上伊勢町内会	曳山車輪修繕
29	一般	柳田区	獅子舞道具新調
29	一般	指崎自治会	神輿整備
30	一般	余川明るい村作り推進協議会	カラーリング用具整備
30	一般	万尾自治会	獅子舞道具新調
31	一般	南上町内会	曳山車輪修繕
31	一般	地蔵町町内会	曳山車輪修繕

5 氷見市地域ぐるみ除排雪促進事業

◆事業の内容

地域の公共用道路などの除排雪作業及び自力で除排雪が困難な高齢者世帯の除排雪支援を行う自治会等に対し、予算の範囲内において市が除雪機械を購入し、その貸し付けを行う事業です。

◆貸付の対象となる地区

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年4月25日法律第88号）第2条第1項において定義する「辺地に該当する地域」（以下「辺地地域」）で、市内では41地区が対象となります。

※ 対象地域について、詳しくはお問い合わせください。

※ 辺地地域に該当しない地区については、氷見市コミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業）等をご活用ください。

◆貸付期間・貸付料

除雪機の貸付期間は10年間です。

貸付料は無料ですが、燃料代や修繕料などの維持管理に係る費用は、借受団体（地区）においてご負担いただきます。

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

企画政策部 地域振興課

地域協働担当

TEL 74-8013

Eメールアドレス: chiikishinkou@city.himi.lg.jp



6 地域生活基盤整備支援事業

◆事業の内容

住みよい地域づくりをきめ細やかに推進するため、自治会等が自主的かつ計画的に取り組む、生活基盤等の整備に要する経費に対し補助します。

※昨年度の地域活力施設等整備支援事業です。

◆補助対象等

補助事業の区分や事業主体、補助対象経費等は下記の表のとおりです。

区分	事業主体	補助対象経費	補助率	補 助 基 準	補 助 限度額	申 請 手続き
地域活力施設 整備支援事業	原則として、 大字単位の自治会	道路、河川、水路、公園、広場、 交通安全施設、観光施設及び土地 改良施設等の公共的な施設の整 備（新設、改良、修繕及び鳥獣被 害防止対策等）を実施するに当た り直接必要となる経費（※1）	2 分の 1		原則 50 万円	6 月末 締切 （※2）
コミュニティ センター整備 事業	自治会、地域 づくり協議会等	コミュニティセンターの新築、増 築又は改築に要する経費	5 分の 1 （新築）	事業費 750 万円 以上	150～300 万円	随時 受付
		コミュニティセンターの改修、修 繕及びバリアフリー化に要する 経費	2 分の 1 （改修）	事業費 50 万円 以上	150 万円	
生活用水確保 対策事業	同一の集落内にお いて 5 世帯以上で 生活用水を確保す るための共同施設 を設置する者	水道事業施設の整備が困難な未 普及地域等において、安定した生 活用水の確保を図るための施設 等の整備に要する経費	3 分の 2	事業費 50 万円 以上	1 戸当たり 30 万円	随時 受付
伝統芸能保存 継承事業	自治会	郷土芸能団体の設立及び祭礼用 具の整備に要する経費	2 分の 1	事業費 50 万円 以上	150 万円	随時 受付

(※ 1)

- ・市若しくは自治会が管理する施設、又は管理主体から承諾が得られている施設の整備であること。
- ・自治会が策定する、地域内の社会資本整備計画（３年間以内）に位置付けられている整備であること。

(※ 2)

- ・申請の締め切りは６月末とします。その後、選定委員会を経て補助金の交付決定を行います。

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 ２階

企画政策部 地域振興課

地域協働担当

TEL 7 4 - 8 0 1 3

Eメールアドレス : chiikishinkou@city.himi.lg.jp

7 地域ぐるみ環境保全事業

◆事業の内容

住みよいまちづくりを推進するため、地域の道路、河川、水路、公園及び広場等の公共的な施設の草刈り等を行う自治会に対し、草刈機の借上に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付します。

ただし、市若しくは自治会が管理する施設、又は管理主体から承諾が得られている公共的な施設に限ります。

◆事業主体

自治会、町内会

◆補助金額

1 自治会あたり年 2 回、5 万円を限度とします。

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2 階

企画政策部 地域振興課

地域協働担当

TEL 7 4 - 8 0 1 3

Eメールアドレス : chiikishinkou@city.himi.lg.jp

8 市民会議室（仮称）設置機器

◆事業の内容

市民会議室（仮称）（以下「会議室」という。）に設置している大判プリンター等の事務機器（P 1 4）が使用できます。自治会の資料作成等にご利用ください。

なお、会議室の利用が正式にスタートするまでの暫定的なものです。

◆使用対象団体

自治会、地域づくり協議会及び各種団体

◆使用手順

- ①利用登録 登録申請書を提出していただきます。（初回のみ）
↓ 市から利用登録完了通知が届きます。
- ②使用したい時に、事前に電話で使用日時、使用内容をご連絡ください。
↓ （電話：74-8013）
- ③会議室2階へお越しください。
↓
- ④使用（職員から使用について説明があります。）
↓
- ⑤使用が終わりましたら、会議室の電話で担当へご連絡ください。（電話74-8013）
↓
- ⑥利用料金をお支払いください

◆使用制限

以下に該当する場合は、会議室の利用を制限することがあります。

- ・ 機器を毀損する恐れがあるとき
- ・ 公の秩序、又は善良の風俗を害する恐れがあるとき
- ・ 個人目的、政治活動目的、宗教活動目的、その他機器の使用目的が適当でないと認められたとき

◆事故責任

機器使用中における事故により使用者が被害を受けても市は一切の責任を負わないものとします。

◆設置機器及び使用料金

	名 称	用途、利用方法等	使用料金
1	大判プリンター	ポスター等（A 1 サイズ）の作成ができます。 用紙は備え付けのロール紙を使用。	白黒 A 1 80 円/1 枚 A 2 40 円/1 枚 カラー A 1 200 円/1 枚 A 2 100 円/1 枚 ※長尺物 白黒 100 円/1m カラー250 円/1m (端数切捨て)
2	カラー複合機	白黒、カラーでのコピーをすることができます。用紙は持参してください。	白黒 10 円/1 枚 カラー 50 円/1 枚
3	自動紙折り機	二つ折り、四つ折り、片袖折、内三つ折り、外三つ折り、観音折り、特定のクロス折、その他変形折りなどができます。 ※紙質、用紙サイズによって折り形に制限があります。	無料
4	丁合機	印刷やコピーした書類を自動的にページ順に組み合わせることができます。 丁合段数は10段です。	無料
5	電動ホッチキス	2～70枚までの書類を差し込むだけでホッチキスどめができます。	無料
6	手動裁断機	A 3 サイズまでの用紙で一度に40枚まで裁断できます。	無料
7	電子製本機	あらかじめホッチキスで綴じた書類に、自動で製本テープを貼り付けます。	無料
8	作業机	自動紙折り機、電動ホッチキス、手動裁断機が机上にあります。	無料
9	ノートパソコン	大判プリンターの使用に限り利用できます。	無料
10	印刷機	A 3 サイズまでの大量印刷（11枚以上）に利用できます。用紙は持参してください。	製版1枚につき、100 円

※ 自治会、認可地縁団体、地域づくり協議会、地域づくり協議会設立準備会は、使用料金が半額免除となります。

◆問い合わせ先

市庁舎 2 階

企画政策部 地域振興課

地域協働担当

TEL 7 4 - 8 0 1 3

Eメールアドレス: chiikishinkou@city.himi.lg.jp

9 NPO法人設立補助金

◆事業の内容

特定非営利活動法人（NPO法人）格を取得した団体に対して、法人設立費用を助成します。

◆助成対象団体

氷見市に主たる事務所を置き、かつ、役員の2分の1以上の方が氷見市内に住所を有するNPO法人

◆助成対象経費

NPO法人の設立に要する経費のうち、次に掲げる経費です。

- (1) NPO法人を設立するための手続きに要する経費
- (2) 広報に要する経費
- (3) 学習、調査及び研究に要する経費
- (4) 関係機関との協議及び交渉に要する経費
- (5) NPO法人を設立するための会議に要する経費
- (6) 主たる事務所の設置に係る環境整備に要する経費
- (7) 前各号に掲げるもののほか、NPO法人の設立のために市長が必要と認める経費

◆助成対象外経費

- (1) 運営に係る経常的経費
- (2) 役員の報酬及び構成員に係る人件費
- (3) 食糧費及び交際費に類する経費
- (4) 用地及び建築物の取得費並びに車両購入費

◆助成金額

助成対象経費の2分の1に相当する額を助成します。ただし、20万円を限度とします。

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

企画政策部 地域振興課

地域協働担当

Tel 74-8013

Eメールアドレス：chiikishinkou@city.himi.lg.jp

※NPO法人の設立に関するご相談は、
 氷見市ボランティア総合センター（氷見市いきいき元気館 1 階）
 氷見市中央町 1 2 番 2 1 号 TEL 7 4 - 1 8 0 0
 Eメールアドレス info@himi-syakyo.jp
 でも受け付けております。

【NPO法人設立の過去10年間の交付実績について】

NPO法人一覧

年度	団体数	団 体 名				累計
平成22年度	2	速川地域支援センター	碁石地域活性化協議会			2
平成23年度	4	bーらいふ	脳外傷友の会高志	ロシナンテ	九転十起交流会	6
平成24年度	2	とやま地域福祉ネットワーク	ピースマイルきらく			8
平成25年度	0					8
平成26年度	1	ひみ森の番屋				9
平成27年度	2	速川活性化協議会	ひみきときとらボ			11
平成28年度	1	久目地域協議会				12
平成29年度	0					12
平成30年度	1	氷見なごみの会				13
令和元年度	0					13

10 市内で空き家を所有されている方へ

(1) 氷見市空き家情報バンクのお知らせ 空き家の売却や賃貸借をご希望の方

空き家をご紹介します！

氷見市では、人口減少対策として市外からの移住の促進に努めており、「氷見市IJU応援センター」と協働で移住支援をしております。

氷見市への移住を検討されている方は、一軒家に住みたいという希望をもっておられる方も多く、「海が見えるところで生活したい!」、「農作業（家庭菜園）をしながら、スローライフを楽しみたい!」といったご相談がたくさん寄せられております。

しかしながら、現在、空き家情報バンクの登録物件が少なくなっており、空き家を登録していただける方の情報を求めています。

※移住を希望される方の多くは一戸建て賃貸物件をお求めになりますが、空き家情報バンクには賃貸物件の登録が少ないため十分なご紹介ができていない状況にあります。

皆様の地区で、空き家を売りたい・貸したいという方がおられましたら、ぜひ地域振興課又はIJU応援センターまでお知らせください。

また、荷物があって貸せない、修理しないと貸せない場合には、その撤去・リフォーム費用の一部を補助する「氷見市空き家優良物件化支援制度」もございますので、ぜひご利用ください。（詳しくは、24 ページ【15 氷見市空き家優良物件化支援補助金】をご覧ください。）

(2) 危険老朽空き家の解体・取り壊しをお考えの方へ

①危険老朽空き家対策事業

市街地の用途地域内にある危険老朽空き家のうち、土地を含めて市に寄付のあった住宅を、市が事業主体となって解体撤去を行う事業です。

（地元負担等はありません。）

⇒28 ページ【19 危険老朽空き家対策事業】をご覧ください。

②危険老朽空き家対策事業補助金

市内の危険老朽空き家のうち、所有者により取り壊しの意思があるものの、経済的理由等から取り壊すことができない空き家の解体撤去に対し、所有者へその除却費用を助成するものです。

⇒29 ページ【20 危険老朽空き家対策事業補助金】をご覧ください。

◆問い合わせ先

市庁舎 2階

企画政策部 地域振興課

定住促進担当

TEL 74-8075

Eメールアドレス: chiikishinkou@city.himi.lg.jp

氷見市中央町9番1号 氷見市まちづくりバンク内

氷見市 IJU 応援センター みらいエンジン

TEL 54-0445

Eメールアドレス: info@himi-iju.net

1 1 住まい・移住に関する補助制度のご案内

1. 住宅等を新築・取得される方へ

1) 氷見市定住マイホーム取得支援補助金（市内在住・移住者の方向け）

住宅の新築又は取得をされた方で、一定の要件を満たす方に対し、条件に応じて補助金を交付します。

⇒20 ページ【1 2 氷見市定住マイホーム取得支援補助金】をご覧ください。

2) 氷見市まちなか地区居住支援補助金

市が指定する「まちなか地区（住居表示が実施されている市内区域のうち、都市計画用途地域が定められている区域）」において、居住している建物の敷地（建物の居住者が所有している敷地に限る。）に隣接する土地を購入された方及びその土地を売却された方に対し、補助金を交付します。

⇒22 ページ【1 3 氷見市まちなか地区居住支援補助金】をご覧ください。

2. 住宅をリフォームする方へ

1) 氷見市住宅リフォーム支援補助金（市内在住・移住者の方向け）

①市外から転入した方で、自ら居住する目的で空き家を購入し、リフォーム工事をした方

②市内に在住の方で、三世帯同居をするために所有する住宅のリフォーム工事をした方

いずれかに該当される方に、補助金を交付します。

⇒23 ページ【1 4 氷見市住宅リフォーム支援補助金】をご覧ください。

2) 氷見市空き家優良物件化支援補助金

市内で空き家を所有している方、又は、空き家の所有者から空き家を借り受け、第三者に賃貸しようとする方が、空き家を「優良物件化」するためにリフォームや家財の整理・撤去などを行うための費用の一部を助成します。

⇒24 ページ【1 5 氷見市空き家優良物件化支援補助金】をご覧ください。

※所有する空き家が危険老朽空き家で、解体等をお考えの方は、28 ページ【1 9 危険老朽空き家対策事業】又は 29 ページ【2 0 危険老朽空き家対策事業補助金】をご覧ください。

3. 市外から氷見市へ移住された方、移住・Uターンをお考えの方へ

1) 氷見市定住促進賃貸住宅家賃補助金（移住者の方向け）

市外から転入し、民間賃貸住宅を借りて家賃を支払う方で、「子育て世帯」などの一定の条件を満たす方に対して、家賃に係る補助金を2年間交付します。

⇒25 ページ【16 氷見市定住促進賃貸住宅家賃補助金】をご覧ください。

2) 氷見市移住世帯生活応援金（移住者の方向け）

市外から転入し、「子育て世帯」などの一定の条件を満たす方に対して、生活応援金（地域商品券）を支給します。

⇒26 ページ【17 氷見市移住世帯生活応援金】をご覧ください。

3) 地方創生移住支援金（移住者の方向け）

東京23区に在住または東京23区へ通勤していた方（直近10年間のうち通算5年以上）で、氷見市へ転入し、対象法人に就業した方又は市内で起業された方に、移住支援金を支給します。

⇒27 ページ【18 地方創生移住支援金】をご覧ください。

※各補助金には、要件等が定められていますので、詳しくはお問い合わせください。

◆問い合わせ先

市庁舎 2階

企画政策部 地域振興課

定住促進担当

TEL 74-8075

Eメールアドレス: chiikishinkou@city.himi.lg.jp

12 氷見市定住マイホーム取得支援補助金

◆事業内容

住宅の新築又は取得をされた方に、「子育て世帯」「新婚世帯」などの条件に応じ、補助金を交付します。

※令和2年4月1日より制度が変更になりました。

◆補助対象

市外から転入した方又は市内に住む一定の要件を満たす方で、市内において住宅を新築又は取得された方を対象とします。

◆申請期間

住宅を取得後1年以内

◆補助金額（令和2年4月1日以降に住宅を取得された方）

補助金の額は、次の表のとおりです。

要件	転入者	市内在住者
①「子育て世帯」又は「新婚世帯」の方	100万円	20万円
②「医療介護保育人材」である方		—
③上記の①②以外の方	50万円	—
・居住誘導区域内で住宅を取得した方	10万円	10万円
・取得した住宅で三世代同居をする方 (または、三世代近居の場合)	30万円 (10万円)	30万円 (10万円)
交付限度額 (新築住宅取得の場合は取得費用の1/10以内、 中古住宅取得の場合は1/2以内)	140万円	60万円

◆用語の説明

転入者	市内に転入してから1年を経過していない人で、転入した日の直前1年間に市内に居住していなかった人
子育て世帯	中学生以下の子どもと同居している世帯
新婚世帯	婚姻した日から1年以内の夫婦がいる世帯
医療介護保育人材	転入者であって、転入後に看護師、介護職又は保育士として市内の事業所に従事する方、及び従事することが決まっている方
居住誘導区域	市街地の中で、市が指定する地域
三世代同居	三世代以上の直系親族が、同一住居又は同一若しくは隣接している敷地内で三世代が同居している状態
三世代近居	同一の小学校区内又は直線距離2km以内で三世代が居住している状態

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

企画政策部 地域振興課

定住促進担当

TEL 74-8075

Eメールアドレス : chiikishinkou@city.himi.lg.jp

1 3 氷見市まちなか地区居住支援補助金

◆事業の内容

市が指定する「まちなか地区」において、居住している建物の敷地に隣接する土地を購入された方、及びその土地を売却された方に補助金を交付します。

◆補助対象

まちなか地区（住居表示が実施されている市内の区域のうち都市計画用途地域が定められている区域）において、居住している敷地（当該建物に居住している者が所有している敷地に限る。）に隣接する土地を購入された方及びその土地を売却された方を対象とします。

◆申請期間

対象となる土地の所有権移転後 2 年以内

◆補助金額

補助金の額は以下のとおりです。1, 0 0 0 円未満の端数は切り捨てとなります。

- (1) 土地を購入された方は、対象の土地 1 平方メートルにつき 2, 0 0 0 円として算出した額とし、2 0 万円を限度とします。
- (2) 土地を売却された方は、対象の土地 1 平方メートルにつき 1, 0 0 0 円として算出した額とし、1 0 万円を限度とします。

※市内に住む次の一定の要件を満たす方で、住宅を新築又は取得された方は、「氷見市定住マイホーム取得支援補助金」の対象となる場合があります。詳しくは、該当ページをご覧ください。

<要 件>

「子育て世帯・新婚世帯の方」、または、「居住誘導区域内で住宅を取得した方」、もしくは、「取得した住宅で、三世帯同居（又は三世帯近居）をする方」
⇒20 ページ【1 2 氷見市定住マイホーム取得支援補助金】をご覧ください。

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2 階

企画政策部 地域振興課

定住促進担当

TEL 7 4 - 8 0 7 5

Eメールアドレス : chiikishinkou@city.himi.lg.jp

1 4 氷見市住宅リフォーム支援補助金

◆事業の内容

市外から転入した方が自ら居住する目的で空き家を購入し、その住宅のリフォーム工事をした方、又は三世代同居をするために所有する住宅のリフォーム工事をした方に対し、補助金を交付します。

◆補助対象

次のいずれかに該当する方

- ① 転入した方で、自らが居住する目的で空き家を購入し、その住宅のリフォーム工事をした方
- ② リフォーム工事をした住宅で三世代同居をしている方

◆申請期間

- ① 当該住宅を購入後 1 年以内
- ② リフォーム完了後 1 年以内

◆補助金額

住宅のリフォームに要した費用の 2 分の 1 以内とし、5 0 万円を限度とします。ただし、市内に住所を有する法人又は個人事業主と契約を締結して施工した場合に限ります。

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2 階

企画政策部 地域振興課

定住促進担当

Tel 7 4 - 8 0 7 5

Eメールアドレス : chiikishinkou@city.himi.lg.jp

15 氷見市空き家優良物件化支援補助金

◆事業の内容

空き家の「優良物件化」のため、リフォームや家財の整理・撤去などを行う方にその費用の一部を補助します。

◆補助要件

- (1) 対象となる空き家
 - ① 市内において、居住又は利用されておらず、賃貸用又は売却用として流通していない空き家であること。
 - ② 補助金の交付対象となる工事等に着手していない空き家であること。
- (2) 対象となる方
 - ① 空き家の所有者
 - ② 空き家の所有者から借り受け、第三者に賃貸しようとする方

※ 対象となった空き家を氷見市空き家情報バンクに登録していただきます。

※ 原則10年間、補助目的に沿った利用を継続していただきます。

※ 市の広報活動において事例紹介することにご協力いただきます。

◆補助金額

補助対象となる工事等費用の2分の1以内（1,000円以下の端数切り捨て）とし、100万円を限度とします。ただし、市内に住所を有する法人又は個人事業主と契約して施工した場合に限ります。

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

企画政策部 地域振興課

定住促進担当

TEL 74-8075

Eメールアドレス: chiikishinkou@city.himi.lg.jp

16 氷見市定住促進賃貸住宅家賃補助金

◆事業の内容

市外から転入され、民間賃貸住宅を借りて家賃を支払う方に、「子育て世帯」などの条件に応じ、補助金を2年間交付します。

※令和2年4月1日より制度が変更になりました。

◆補助対象

市外から転入された方で、空き家を含む民間賃貸住宅を借りて居住されている方を対象とします。

◆申請期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日
(毎年度、申請をする必要があります。)

◆補助金額 (令和2年4月1日以降に賃貸借を開始された方)

1ヶ月あたりの補助金の額は、1ヶ月あたりの家賃から住宅手当その他家賃に係る助成金等の額を減じて得た額と2万円のいずれか低い額とします。

要件	補助額(2年間)
市外から転入した方で、以下の要件のいずれかを満たす方を対象とします。 (1) 子育て世帯(中学生以下の子どもと同居している世帯)に属する方 (2) 新婚世帯(婚姻した日から1年を経過していない夫婦がいる世帯)に属する方 (3) 年齢が20歳以上30歳未満である方 (4) 新たに看護師、介護職又は保育士として、市内の事業所に従事する方及び従事することが決まっている方	2万円/月

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

企画政策部 地域振興課

定住促進担当

TEL 74-8075

Eメールアドレス: chiikishinkou@city.himi.lg.jp

17 氷見市移住世帯生活応援金

◆事業の内容

氷見市に転入し「子育て世帯」などの一定の要件を満たす方に応援金を支給します。

◆補助要件

市外から転入した方で、以下の要件のいずれかを満たす方を対象とします。

- (1) 子育て世帯（中学生以下の子どもと同居している世帯）に属する方
- (2) 新婚世帯（婚姻した日から1年を経過していない夫婦がいる世帯）に属する方
- (3) 年齢が20歳以上30歳未満である方
- (4) 新たに看護師、介護職又は保育士として、市内の事業所に従事する方及び従事することが決まっている方

※ 上記要件に関わらず、「生活保護を受給している」など、一定の要件に該当する場合は対象外となります。

◆申請期間

氷見市に転入後6ヵ月以内

◆支給額

支給額は、一世帯あたり一律10万円で、地域商品券での支給となります。

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

企画政策部 地域振興課

定住促進担当

TEL 74-8075

Eメールアドレス: chiikishinkou@city.himi.lg.jp

18 地方創生移住支援金

◆事業の内容

東京23区（在住者又は通勤者）から氷見市へ転入し、対象法人に就業した方、又は起業された方に移住支援金を支給します。

◆補助要件

次の①から③すべてに該当する方が対象となります。

- ① 東京23区に在住または東京23区へ通勤していた方
（直近10年間のうち通算5年以上）
【通勤者】東京圏（条件不利地域を除く）に在住し、かつ東京23区に通勤していた方
- ② 氷見市へ転入した方
- ③ 中小企業等に就業（マッチングサイト「とやまUターンガイド」に移住支援金の対象として掲載する法人に新規就業した方）又は起業した方
※申請時において連続して3か月以上在職している必要があります。

◆申請期間

氷見市に転入後3ヵ月以上1年以内

◆支給額

単身で移住の場合 60万円
世帯で移住の場合 100万円

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階
企画政策部 地域振興課
定住促進担当
TEL 74-8075
Eメールアドレス: chiikishinkou@city.himi.lg.jp

19 危険老朽空き家対策事業

◆事業の内容

市街地の用途地域内にある老朽空き家のうち、土地を含めて市に寄付のあった住宅を市が事業主体となって解体撤去を行うものです（地元負担なし）。

この場合、解体撤去後の土地が、地域活性化のために計画的に利用されることが必要です。

◆事業主体

市、建物及び土地の所有者、自治会等

◆対象となる物件

- (1) 公共施設や周囲に対して危険があると判断した木造住宅。
- (2) 市に寄付ができること。
- (3) 建物及び土地に、物権又は賃借権が設定されていないこと。
- (4) 建物及び土地の所有者に市税の滞納がないこと。
- (5) 自治会が地域活性化のための跡地利用計画を作成し、維持管理に係る地域住民等の同意が得られるもの。

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

企画政策部 地域振興課

定住促進担当

TEL 74-8075

Eメールアドレス: chiikishinkou@city.himi.lg.jp

20 危険老朽空き家対策事業補助金

◆事業の内容

市内の危険老朽空き家のうち、取壊しの意思があるものの、経済的理由等から取り壊すことができない所有者が行う解体撤去に対し、対象除却費用を助成します。

◆事業主体

建物の所有者

◆補助対象

- (1) 公共施設や周囲に対して危険があると判断した木造住宅。
- (2) 建物に、物権又は賃借権が設定されていないこと。
- (3) 建物の所有者に市税の滞納がないこと。
- (4) 施工業者は氷見市内に住所を有する法人又は個人事業主に限ります。

◆補助金額

対象除却費用の2／3（上限50万円）

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

企画政策部 地域振興課

定住促進担当

TEL 74－8075

Eメールアドレス：chiikishinkou@city.himi.lg.jp

2 1 氷見市まちづくり出前講座

◆出前講座ってな～に？

この講座は、市民が主役のまちづくりの一環として、市民の皆さんが市政についての理解を深めていただくために開催するものです。市職員が講師となり、皆さんのお近くまで出向いて、話をさせていただきます。

メニューの中からご希望の講座をお選びください。

◆出前講座の申し込み方法

- (1) 利用できる方
市内在住、在勤、又は在学する10人以上で構成された団体、サークル
- (2) 開催時間・場所
平日、休日を問わず、午前9時から午後9時までのうち2時間以内で、開催場所は市内に限ります。ただし、日時、開催場所を指定させていただく場合があります。
- (3) 会場
出前講座は市民の皆さんが主催する催しに、メニューの講師を派遣する制度です。会場の手配や催しの周知等につきましては、主催者側でお願いします。
- (4) 講師料
無料
- (5) 利用方法
原則としてその催しを開催しようとする日の14日前までに、団体の代表者の方は申込書を秘書広報課に提出してください。
- (6) 利用できない場合
公の秩序を乱し、または善良な風俗を阻害するおそれのあるときや、政治、宗教または営利を目的とした催し等を行うおそれのあるときなど、出前講座の目的に反するおそれのある場合は利用できません。
- (7) その他の注意事項
 - ① 講座担当課の業務や日程等の関係で、ご希望に沿えない場合もございます。
 - ② 担当外の業務等、その場でご説明できない内容がある場合も予想されますので、ご了承ください。

◆出前講座のお問い合わせ・受付先

市庁舎 2階
企画政策部 秘書広報課
広報担当
TEL 74-8012
Eメールアドレス: kouhou@city.himi.lg.jp

令和2年度 氷見市まちづくり出前講座メニュー

【申込み・問合せ】秘書広報課 ☎74-8012、FAX 74-0692

分類	番号	講座名	担当課	講座内容	時間(分)
行政	1	第8次氷見市総合計画	地方創生推進課	総合計画の基本理念、施策の概要など	30
	2	地方創生について	地方創生推進課	第2期氷見市まち・ひと・しごと創生総合戦略について	30
	3	協働のまちづくり	地域振興課	地域づくり協議会等の協働のまちづくりについて	60
	4	氷見市の公共交通について	地域振興課	氷見市の公共交通(氷見線、路線バス、NPOバス等)の現状について	60
	5	統計で富山を知ろう	総務課	市内の小・中学生を対象とした統計調査結果など	40
	6	花とみどりのまちづくり	花みどり推進室	緑花の推進などのまちづくりの取り組みを紹介	30
	7	行財政改革	総務課	財政状況と行財政改革の取り組みと今後の方針	40
	8	情報公開制度の仕組み	総務課	情報公開制度や個人情報保護制度を解説	20
	9	くらしの中の選挙	選挙管理委員会	選挙のイロハについて	60
	10	氷見市の予算・財政状況について	財務課	氷見市の財政状況など	40
	11	景観づくりについて	都市計画課	氷見市景観計画の概要と今後の取り組みについて	30
税金	12	なるほどガッテン市県民税	税務課	年金所得者の市県民税の計算方法や諸税の仕組み	20
	13	知ってなっとく固定資産税	税務課	土地等固定資産税の課税のしくみや市税余談	20
	14	分かりやすい農業所得収支計算	税務課	農業所得収支計算の方法など	20
教育・文化・交流	15	氷見市の観光	観光交流課	市の観光情報及び観光の情勢	40
	16	あなたの周りの身近な文化財	博物館	地域に密着した主要な指定文化財について	30~60
	17	氷見の漁業の歴史	博物館	国登録文化財「氷見及び周辺地域の漁撈用具」と漁業の歴史を解説	40~90
	18	氷見市文化財センターの見学	博物館	市内収集の民具(漁具・農具・生活用具)から昔の暮らしを知る	30~60
	19	博物館常設展の見学	博物館	実物資料により氷見の歴史や考古・民俗を学ぶ	40
	20	図書館の施設見学	図書館	普段は入れない書庫や各階の施設を案内し、図書館の活動内容を紹介	40
	21	大伴家持と氷見	教育総務課	万葉集に詠まれる氷見について知る	60
	22	天然記念物を知る一樹木編一	教育総務課	巨木などの紹介、現在の保護対策の解説(現地フィールドも可)	30~60
	23	イタセンバラをもっと知ろう!	教育総務課	イタセンバラの観察、保護の取り組みを紹介(現地フィールドも可)	30~60
	24	ゆるスポーツについて	スポーツ振興課	ゆるスポーツやハンギョボールの説明	60
住まい・くらし	25	バスの乗り方講座	地域振興課	路線バス・NPOバスの乗り方の紹介・体験	40
	26	くらしの中での防災対策	地域防災課	地震・津波や風水害、土砂災害から身を守る方法について	60
	27	原子力防災	地域防災課	原子力防災に関する基礎的な知識や災害時の対応について	30
	28	市民課窓口での手続	市民課	戸籍、住民票、印鑑証明などの交付申請について	30
	29	消費者被害を防ぐために	市民課	悪質商法の手口や対処法を紹介	30
	30	こんなに便利なマイナンバーカード	市民課/秘書広報課	マイナンバー制度やコンビニ交付などについて	30
	31	ごみの分け方、出し方	環境防犯課	ごみの分別やごみの減量化・資源化のために	60
	32	有害鳥獣の被害防止対策について	農林畜産課	環境整備や侵入防止対策、獣肉の利活用など	60
	33	氷見市の治水事業	ふるさと整備課	治水事業、急傾斜地崩壊対策事業など	30
	34	氷見市の道路整備	道路課	道路整備の現状とその財源、今後の整備計画など	30
	35	地域ぐるみで除雪	道路課	市と市民が協力して行う地域ぐるみの活動を紹介	20
	36	木造住宅の耐震改修について	都市計画課	旧耐震基準木造住宅の耐震化の必要性や支援制度について	30
	37	暮らしを支える下水道事業	上下水道課	下水道施設見学・使用料や地元負担金等について	40
	38	ライフラインとしての水道	上下水道課	水道施設の維持管理や安全な水の確保など	40
	39	農地の転用と権利	農業委員会	農地の宅地転用などの手続きについて	20
	40	応急手当講習会	消防署	応急手当の基礎知識の習得や手法の実体験	60~120
	41	防火講習会	予防課	消火器の取扱い、火災時の避難方法と火の用心	60
福祉・健康	42	介護保険のあらまし	福祉介護課	介護保険のしくみと状況など	60
	43	認知症サポーター養成講座	福祉介護課	認知症についての正しい知識と理解を持つ	90
	44	介護予防講座	福祉介護課	介護予防について	30~60
	45	子育てふれあい(出前保育)	子育て支援課	乳幼児との楽しい触れ合いや各種遊びの紹介	20~30
	46	氷見市の子育て施策について	子育て支援課	基本的な子育て事業についての説明	30~40
	47	国民健康保険、後期高齢者医療保険制度のあらまし	市民課	国民健康保険、後期高齢者医療保険制度についての説明	30~60
	48	病気の予防と健康づくりⅠ	健康課	働き盛り世代の健康づくり	60
	49	病気の予防と健康づくりⅡ	健康課	子育て世代の健康づくり	60
	50	病気の予防と健康づくりⅢ	健康課	子どもの健康づくり	60
	51	金沢医科大学氷見市民病院の取り組みについて	病院事業管理室	診療や人間ドック、健康づくり教室などについて	30~45
産業・その他	52	商工業の振興と支援	商工振興課	商工業の支援制度、振興策など	30
	53	地産地消の推進	商工振興課	地産地消の取り組みについての説明	20
	54	再エネを活用した地域活性化	環境防犯課	再生可能エネルギーの活用による地域活性化の取り組み	30
	55	中山間地域直接支払制度	農林畜産課	中山間地域等直接支払制度についての説明	20
	56	多面的機能支払制度	農林畜産課	多面的機能支払制度についての説明	20
	57	氷見の漁業	水産振興課	定置網漁業や藻場保全活動などの紹介	30
	58	お好み講座	秘書広報課	メニューにないものでもご相談を	-

※ボランティア・市民活動に関する講座は、「出張ボランティアセンター」として実施します。
お申し込みはボランティア総合センターまで(☎74-1800)

22 きときと100歳体操事業

◆事業の目的

地域の高齢者が主体となり継続した運動を身近な場所で集い行うことで、要介護状態に陥ることを予防し、住み慣れた地域で健康に100歳まで生活できることを目指します。

令和2年4月現在、市内89カ所で約1,800人の方が取り組んでいます

◆事業主体

地域住民

◆実施場所

地域の公民館 地域住民が参加しやすい場所

◆実施内容

- ・重りを使って筋力をつける体操を行います。
- ・1回の体操は30分程度になります。
- ・DVD（もしくはカセットテープ・CD）を使って実施します。
- ・週2回、3か月以上続けると効果を実感できます。
- ・定期的に体力測定を行います。（開始時・3か月後・6か月後・1年後）
- ・開始にあたっては、市から4回の技術支援を行います。



◆実施の条件

- ・3人以上集まること。
- ・週2回3か月以上継続して実施すること。
- ・地域の誰もが参加可能なこと。

◆その他

- ・実施するグループで会場を決めてください。
- ・市による会場使用料や光熱水費、活動費等の補助はありません。
- ・DVDと重りは市が貸与します。DVDプレーヤーやカセットデッキ等の準備をお願いします。

◆申込み及び問い合わせ先

氷見市市民部福祉介護課

地域包括支援センター

TEL 74-8067

Eメールアドレス: fukushi@city.lg.jp

2 3 資源集団回収報奨金

◆事業の内容

リサイクル可能な資源の集団回収を奨励し、ごみの減量化・資源化を推進するために、集団回収を行った団体に報奨金を交付します。

◆事業主体

自治会、婦人会、学校など地域の人々により組織されている営利を目的としない団体

◆交付要件

次の各事項を満たす団体に対して報奨金を交付します。

- (1) 1回当たりの資源回収量が、500キログラム以上であること。
- (2) 回収した資源が、適切に分類されていること。
- (3) 回収した資源の集積場は清潔に努めること。
- (4) 資源の売り渡し品目、単価、運搬方法などについては、集団回収を行う前に、資源回収業者と協議すること。

◆交付金額

資源回収業者からの売却代金のほかに、市から1キログラム当たり3円の報奨金を交付します。

◆申請及び問い合わせ先

市庁舎 2階
市民部 環境防犯課
リサイクル推進担当
Tel 74-8082
Eメールアドレス : kankyou@city.himi.lg.jp

2 4 生ごみ処理機等購入助成金

◆事業の内容

家庭内で発生している生ごみを自ら処理することにより、ごみの減量化を図るため、生ごみ堆肥化容器及び電気式生ごみ処理機を購入される方に助成します。

◆事業主体

市内に住所を有し、市が認定する指定店で生ごみ堆肥化容器又は電気式生ごみ処理機を購入しようとする個人

◆助成要件

次の条件を満たすことができる方に対して助成します。

- (1) 堆肥化容器又は処理機を設置できる敷地があること。
- (2) 堆肥化容器又は処理機をご近所の迷惑にならないよう適正に維持管理できること。
- (3) 堆肥化された生ごみを、家庭菜園で使うなど適正に処理できること。

◆助成金額

生ごみ堆肥化容器 1 基につき、購入価格の 2 分の 1 相当額もしくは 5, 0 0 0 円のいずれか低い額を助成します。

電気式生ごみ処理機 1 基につき、購入価格の 2 分の 1 相当額もしくは 2 5, 0 0 0 円のいずれか低い額を助成します。

◆申請及び問い合わせ先

市庁舎 2 階

市民部 環境防犯課

リサイクル推進担当

Tel 7 4 - 8 0 8 2

Eメールアドレス : kankyou@city.himi.lg.jp

2 5 ごみ集積場整備事業補助金

◆事業の内容

自治会や町内会などが行うごみ集積場の整備に対し補助金を交付します。

◆事業主体

自治会、町内会、その他これらに準ずる団体

◆補助要件

次の各事項を満たすごみ集積場の整備に対して補助金を交付します。

- (1) 概ね20世帯以上（改築の場合は、10世帯以上）で利用するものであること。ただし、20世帯未満の集落にあっては、集落全体で利用するものであること。
- (2) 金属製又はコンクリート製で固定式であること。
- (3) 原則として、高さ1.8m以上、幅1.8m以上、奥行き1.5m以上（改築の場合は、高さ1.2m以上、幅1.2m以上、奥行き0.7m以上）で、利用世帯から出されるごみを全量収納できるものであること。
- (4) ごみ集積場の整備に要する経費が5万円以上であること。
- (5) 過去5年以内に補助金を受けて整備されたごみ集積場の整備に係るものでないこと。

◆補助金額

ごみ集積場1箇所につき、整備に要する経費の1/2を補助します。

ただし、新設または2箇所以上の集積場を併合し新たに整備する場合は10万円、改築の場合は7万円を限度とします。

◆申請及び問い合わせ先

市庁舎 2階

市民部 環境防犯課

リサイクル推進担当

TEL 74-8082

Eメールアドレス: kankyou@city.himi.lg.jp

2 6 氷見市高齢者運転免許自主返納支援事業

◆支援内容

氷見市民で、有効期間内の全ての運転免許証を自主返納された満70歳以上の方を対象に、タクシー又はバスで利用できる支援券2万円分を交付します。

支援券については、次のアイウのうち、いずれか1つを選択していただきます。

- ア タクシー（有効期限3年間）
※ 市内タクシー業者で利用可能
- イ NPOバス（有効期限3年間）
※ 市内NPOバスで利用可能
- ウ 加越能バス（有効期限なし）

◆手続きの流れ

- (1) 氷見警察署で、有効期間内の運転免許証を自主返納する。
- (2) 氷見警察署で、運転経歴証明書の発行手続きを行う。
- (3) 氷見市交通安全協会で、支援の申請を行う。
- (4) 氷見警察署で、運転経歴証明書を受け取る。
※ 運転経歴証明書の発行まで10日～14日程度かかります。
出来次第、氷見警察署から連絡があります。
※ 運転経歴証明書の発行手数料（県証紙代）は、市で負担します。
- (5) 氷見市交通安全協会で支援券を受け取る。

◆問い合わせ先

市庁舎 2階
市民部 環境防犯課
交通防犯担当
TEL 74-8068
メールアドレス: Kankyou@city.himi.lg.jp

27 氷見市防犯カメラ設置補助金事業

◆趣旨

自治会や防犯協会等の地域団体が「対象地域」において防犯カメラを整備する場合に、市がその初期費用の一部を助成するものです。

◆「対象地域」とは

- (1) 犯罪等発生のおそれのある地域
- (2) 鉄道駅の周辺の広場及び駐輪場
- (3) 商店街及び周辺駐車場

◆対象経費・補助金額

対象経費	補助率	限度額
防犯カメラの設置費用 (モニターに要する経費は除く)	費用の 2分の1	1台あたり10万円以内 1団体あたり2台以内
専用柱の設置費用		1台あたり10万円以内 1団体あたり2本以内

◆補助条件

- (1) 管理責任者や画像の管理を定めた「防犯カメラ管理運用規程」を策定してください。
- (2) 撮影範囲が道路等の公共空間を概ね3分の1以上含んでください。
- (3) 防犯カメラの撮影範囲内の住民等の同意を得てください。
- (4) 防犯カメラの設置場所に、作動中であることを表示してください。
- (5) 防犯カメラは、継続して6年以上設置してください。

◆注意事項

- (1) 申請していただいた場所が、「対象地域」に該当するかどうかを氷見警察署等と協議します。
- (2) 申請が多数ある場合は、「対象場所」に該当していても助成できない場合があります。

◆申請及び問い合わせ先

市庁舎 2階
市民部 環境防犯課
交通防犯担当
TEL 74-8068
メールアドレス: Kankyou@city.himi.lg.jp

28 氷見市創業支援事業補助金

◆事業の内容

氷見市内で創業を予定している、又は創業後2年以内の個人若しくは法人を対象に、事業所開設等や情報発信に係る費用に対して補助金を交付します。

◆補助対象

次のいずれにも該当する方が対象です。

- (1) 補助金の申請年度内に創業を行う者又は申請時において創業の日から2年を経過しない者であること。
- (2) 特定創業支援事業を受ける者であること。
- (3) 補助金の交付を受けようとする者（法人にあっては代表者を含む。）が、同一事業でこの要綱に基づく補助金又は国、県、市の類似の補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ① 個人事業者にあっては、当該事業の代表者が補助事業の完了（以下「事業完了」という。）までに市内に居住し、本市の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されていること。
 - ② 法人にあっては、事業完了までに市内を本店所在地とした法人登記が行われていること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でない者、又はそれらと密接な関係を有しない者であること。
- (6) 市税の滞納がないこと。

ただし、次の各号に該当する場合は、補助金の交付対象とはしません。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出を要する事業
- ② 宗教活動又は政治活動を目的とした事業その他市長が適当でないと認める事業

※特定創業支援事業とは、氷見商工会議所で行う創業塾などが該当します。

◆補助要件

- (1) 事業計画に妥当性があり、事業の継続性と将来的な成長性が期待できる事業
- (2) 氷見商工会議所において創業相談を受け、事業計画の実施において支援を得ている事業

◆補助金額

- (1) 事業所開設等に係るもの 対象経費の1／2（限度額100万円）
- (2) 情報発信等に係るもの 対象経費の1／2（限度額50万円）

※(1)、(2)合わせて最大150万円を補助します。

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

産業振興部 商工振興課

商工企業誘致担当

TEL 74－8105

Eメールアドレス：shokoshinko@city.himi.lg.jp

2 9 氷見産木材活用促進事業補助金

◆事業の内容

氷見産木材を使用して、木造住宅・店舗・事務所・施設等を新築又は増改築をされる場合に補助金を交付します。

◆事業主体

市内において木造住宅・店舗・事務所・施設等を新築又は増改築される方

◆補助対象

- (1) 新築・増改築する木造住宅等で、氷見産木材を 3 立方メートル以上使用すること。
- (2) 内装木質化等の改築を行う木造住宅等で、氷見産木材を 1 立方メートル以上使用すること。

◆補助金額

使用される氷見産木材 1 立方メートル当たり 2 万円を交付します。ただし、一戸当たりの限度額は、30 万円とします。

※ 富山県の「とやまの木で家づくり支援事業」（限度額 40 万円）と併用できます。

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 1 階

産業振興部 農林畜産課

林業振興担当

Tel 7 4 - 8 0 9 7

Eメールアドレス : nourin@city.himi.lg.jp

30 木質バイオマスストーブ設置補助金

◆事業の内容

木質バイオマスの活用により地球温暖化対策を推進するとともに、木材利用の拡大により森林整備活動の促進を図るため、市内において木質バイオマスストーブを設置する方を対象に補助金を交付します。（予算の範囲内で先着順に交付）

◆事業主体

市内で居住する住宅もしくは利用する事務所等に設置される方

◆補助対象

- (1) 市内で居住する住宅もしくは利用する事務所等に設置する木質バイオマスストーブであること。
- (2) 設置前において未使用品であること。

◆補助金額

木質バイオマスストーブの購入費及び設置費用の1/3を交付します。
ただし、1基あたりの補助金額の上限は10万円とします。

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 1階
産業振興部 農林畜産課
林業振興担当

TEL 74-8097

Eメールアドレス: nourin@city.himi.lg.jp

3 1 氷見市有害鳥獣被害防止対策補助金

◆事業の内容

有害鳥獣による農作物被害を防ぐために侵入防止柵を設置する場合、その設置費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

有害鳥獣とは、農作物に被害を与えるイノシシ、タヌキ、ハクビシン、ニホンザル、シカその他野生動物をいいます。

◆事業主体

補助金の対象者は、市内に居住し、かつ、市内において農作物を栽培する者又は法人であり、有害鳥獣による被害を受けている又は有害鳥獣による被害を受けるおそれがあると市が認めたもの。

◆補助対象、補助金額

対象となる 事業の種類	経費	補助率	限度額
侵入防止柵 (電気柵、金網柵及びネット柵に限る。)の設置	柵の設置に係る資材購入費 (バッテリー、電池等は除く)	1 / 2 以内 (1,000円未満の端数は切り捨てる。)	個人 10万円 団体 30万円
恒久柵 (金網柵、ワイヤーメッシュ柵等)の設置	柵の設置に係る資材購入費	1 / 2 以内 (1,000円未満の端数は切り捨てる。)	集落 100万円

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 1階
産業振興部 農林畜産課
いのしし等対策担当
TEL 30-7088
Eメールアドレス : nourin@city.himi.lg.jp

3 2 水路整備地域支援事業

◆事業の内容

地域住民で構成される地域団体（自治会、町内会等）が自主的・主体的に実施する水路関連整備事業に対して支援し、うるおいとやすらぎに満ちた住みやすく美しい郷土の形成を推進します。

◆事業主体

自治会や町内会など、地域の人々により組織されている団体

◆助成対象

(1) くらしの水路整備

生活に密着した家庭排水路（農業用排水路は除く）の排水不良の修正等を実施することにより、水質保全と合わせて快適性の向上を図る事業に対して助成します。

(2) その他市長が特に認める事業

◆補助の範囲

ベンチフリューム等の原材料費、重機等の借上料、工事参加者の保険料等を予算の範囲内で補助します。

◆助成金額

上限額：50万円

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 1階

建設部 ふるさと整備課

治水治山担当

TEL 30-7071

Eメールアドレス：furusato@city.himi.lg.jp

3 3 土地改良支援事業

◆事業の内容

地域住民で構成される地域団体（自治会・町内会等）が自主的・主体的に実施する市単独土地改良に要する経費について支援します。

◆事業主体

自治会や町内会など、地域の人々により組織されている団体

◆助成対象

地域で行う市単独の土地改良整備事業に対して助成します。

◆助成金額等

土地改良整備に伴う事業費の40%
（1申請につき、上限額40万円です。）

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 1階
建設部 ふるさと整備課
農林業基盤整備担当
TEL 30-7011
Eメールアドレス: furusato@city.himi.lg.jp

3 4 道路整備地域支援事業

◆事業の内容

地域住民で構成される地域団体（自治会、町内会等）が自主的・主体的に実施する道路関連整備事業に対して支援し、うるおいとやすらぎに満ちた住みやすく美しい郷土の形成を推進します。

◆事業主体

自治会や町内会など、地域の人々により組織されている団体

◆助成対象

- (1) ぐらしの道路整備
生活に密着した道路（農道・林道は除く）を安全で快適に使いやすくするために行う事業に対して助成します。（道路の拡幅、待避場の設置、道路側溝、交差点の隅切り等）
- (2) やすらぎの道路整備
道路緑化を推進し、うるおいとやすらぎのある道路を作るために要する経費に対して助成します。（道路花壇・植栽帯の整備、遊歩道等の整備、休憩施設の設置、路側駐車場の整備等）
- (3) もてなしの道路管理
利用者の心なごむ道路を作るために要する経費に対して助成します。
（道路側溝・道路暗渠の清掃（通常の道路愛護等でできる範囲の作業は除く。）、街路樹等の管理（支柱・雪吊・雪囲・施肥・消毒・剪定等））
- (4) その他市長が特に認める事業

◆助成金額

- | | |
|---------------|----------|
| (1) ぐらしの道路整備 | 上限額：50万円 |
| (2) やすらぎの道路整備 | 上限額：30万円 |
| (3) もてなしの道路管理 | 上限額：30万円 |

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 1階

建設部 道路課

道路維持担当

TEL 30-7070

Eメールアドレス：douro@city.himi.lg.jp

3 5 道路の原材料支給事業

◆事業の内容

地域住民で構成される地域団体（自治会、町内会等）が自主的・主体的に実施する道路整備に対して原材料を支給します。

◆事業主体

自治会や町内会など、地域の人々により組織されている団体

◆支給対象

市道や農道、林道、私道など地域住民が利用する道路のほか、付帯構造物の維持管理を行う場合は、原料を支給します。（砕石、生コン、二次製品等）

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 1階

建設部 道路課

道路維持担当

TEL 30-7070

Eメールアドレス : douro@city.himi.lg.jp

3 6 地域ぐるみ環境保全活動促進事業

◆事業の内容

市道や林道等（農道は除く）の公共用道路での環境保全活動を実施する自治会等に対し、市が所有する作業機械を貸し出します。

これにより、作業の安全性と効率性を高め、生活環境の向上を図ります。

◆使用対象団体

自治会、地域づくり協議会及び各種団体

◆貸付機械・貸付料・貸付期間

自走式草刈機械（大型特殊、小型特殊）、タイヤショベル（3 t 級）。

貸付料は無料ですが、燃料代や使用中の破損による修繕料などに係る費用は、借受け団体（地区）において負担していただきます。

貸付期間は、概ね 1 週間以内です。

タイヤショベル



自走式草刈機



◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 1 階

建設部 道路課

道路維持担当

TEL 3 0 - 7 0 7 0

メールアドレス : douro@city.himi.lg.jp

3 7 木造住宅耐震改修支援事業補助金

◆事業の内容

地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、市内において、旧基準木造住宅の耐震改修を行う場合に、その住宅の所有者に補助金を交付します。

※ 旧基準木造住宅とは、建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工したものの。

◆事業主体

旧基準住宅を所有し、旧基準住宅の耐震改修を行う方

◆補助対象

- (1) 木造一戸建てで、階数が2以下のもの。
- (2) 昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの。
- (3) 在来軸組工法によること。
- (4) 市内に所在するもの。
- (5) 次のいずれかに該当する工事を行うもの。
 - ① 建物全体を改修する工事（Iw値1.0以上）
 - ② 1階だけを部分改修する工事（Iw値1.0以上）
 - ③ 1階の主要居室（居間・寝室等）だけを部分改修する工事（Iw値1.5以上）
 - ④ 建物全体を簡易改修する工事（Iw値0.7以上）
- (6) 市税の滞納がないこと。

◆補助金額

耐震改修設計・工事費の4／5（上限100万円）

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

建設部 都市計画課

建築住宅担当

Tel 74－8079

メールアドレス：toshikeikaku@city.himi.lg.jp

38 花とみどりのまちづくり推進事業

◆事業の内容

地区住民の総意による花と緑の活動を推進するために、市民ボランティア団体が市内の花壇を新規で作る場合や、既存の花壇を改良する場合に助成を行います。

◆助成対象

花と緑の地域づくり推進事業補助金

(1) 補助対象団体

花と緑の地域づくりを推進するために、地区住民や地域で活動する様々な団体等により設立された、自治会の支援を受けて活動する市民ボランティア団体

(2) 補助対象花壇

5年以上の土地利用の承諾が得られ、維持管理ができる組積のある花壇

◆補助金額

補助金の限度額と対象となる費用

(1) 補助限度額

1事業あたり20万円までを限度とします。

(2) 補助対象となる費用

花壇の造成や改良に必要な工事費（重機の借上料、廃土の処分費用等）と原材料費（花苗、球根、培用土、肥料等の経費）が対象で、労務費、手間賃などの人件費及び食料費等は対象外となります。

※ 助成金額については予算の範囲内とさせていただきます。

◆申請先及び問い合わせ先

建設部 花みどり推進室

（氷見市海浜植物園内）

TEL 91-7117

Eメールアドレス：hana.midori@city.himi.lg.jp

39 地域の花づくり推進事業

◆事業の内容

地域住民の積極的な参加による花壇の造成や花壇育成のための土づくりに対して、花と緑の銀行が実施する事業を活用して実施する支援事業です。

※ 毎年10月頃に、翌年度の事業申請を受け付けます。詳しくはお問い合わせください。

◆支援対象

地域住民（自治会等）が主体となっていく、次のような花壇づくり事業に対して支援を行います。

（1）花壇造成事業

面積10㎡以上の花壇の新規造成及び破損・老朽化した花壇の改良工事

【対象となる花壇】

・公民館、各種公園、学校、公共の場 等

（2）土壌改良事業

・花壇の土壌改良材や肥料などによる花壇の土壌改良

・再生資源を、花壇やプランターの土に利用する花壇の土壌改良

【対象となる花壇】

・地域花壇、学校花壇、福祉施設花壇

※ （1）（2）いずれも、特に公道等に面し、多数の人々の目に触れる花壇を優先します。

◆支援内容

（1）花壇造成事業

次の経費の全額を補助（1箇所につき上限50万円）

① 花壇の新規造成及び破損・老朽化した花壇の改良工事に要する経費

② 上記に必要な土壌改良材、肥料などの費用

（2）土壌改良事業

次の事業に必要な原材料を支給

① 土壌改良材、肥料

② 花壇やプランターの土に利用するための再生資源等

◆申請・問い合わせ先

建設部 花みどり推進室

（花と緑の銀行氷見支店・氷見市海浜植物園内）

TEL 9 1 - 7 1 1 7

Eメールアドレス: hana.midori@city.himi.lg.jp

4 0 浄化槽設置整備推進事業

◆事業の内容

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、浄化槽を設置しようとする方の設置費用に対して助成します。

◆事業主体

浄化槽を設置しようとする方

対象区域は、下水道事業等の整備済区域及び認可区域を除く区域で一戸建て住宅（建売住宅を除く。）

◆助成対象

浄化槽の設置工事に要する経費などに対して助成します。

◆助成金額

次の浄化槽の人槽別に助成します。また、単独処理浄化槽の撤去費に対して助成します。

人槽区分	助成金額	
	一般の場合	推進モデル地区の場合
5人槽以下	352,000円	364,000円
6～7人槽	441,000円	479,000円
8～10人槽	588,000円	655,000円
11～20人槽	1,002,000円	
21～30人槽	1,545,000円	
31～50人槽	2,129,000円	
単独処理浄化槽撤去費補助金	90,000円	

◆申請先及び問い合わせ先

氷見市湖光226-1

氷見市環境浄化センター3階

建設部 上下水道課

下水道経営企画担当

TEL 74-8207

Eメールアドレス: jyogesuidou@city.himi.lg.jp

4 1 浄化槽整備推進モデル地区事業

◆事業の内容

地域ぐるみで浄化槽の計画的な整備を行う場合に、浄化槽の設置などの経費に対して助成します。

◆事業主体

浄化槽の計画的な整備を推進するために自治会単位で設置された、「浄化槽整備推進協議会」

◆助成対象

浄化槽の設置費や検査手数料、協議会の運営費等に対して助成します。

◆助成金額

次の区分により助成します。

種 類	助成金額
法定検査手数料補助金	設置した浄化槽の最初の法定検査に要する検査手数料相当額
浄化槽設置費補助金	浄化槽を設置するために必要な費用 (ただし、1基につき100,000円を限度)
整備目標達成時浄化槽設置費補助金	モデル地区指定後3年経過以降の、整備目標の達成率に併せ、モデル地区事業で設置した浄化槽1基につき、それぞれ次に掲げる額 ① 60パーセント以上70パーセント未満 50,000円 ② 70パーセント以上80パーセント未満 100,000円 (①に該当して既に整備目標達成時浄化槽設置費補助金(以下「達成時補助金」という。)の交付を受けている場合にあっては、50,000円) ③ 80パーセント以上 150,000円 (①に該当して既に達成時補助金の交付を受けている場合にあっては100,000円、②に該当して既に達成時補助金の交付を受けている場合にあっては50,000円)

協議会運営費補助金	協議会の運営に必要な費用（ただし、１年につき ５０，０００円を限度）
-----------	---------------------------------------

※「４０ 浄化槽設置整備推進事業」に上乗せして助成します。

◆申請先及び問い合わせ先

氷見市湖光２２６－１

氷見市環境浄化センター３階

建設部 上下水道課

下水道経営企画担当

TEL ７４－８２０７

Eメールアドレス：jyougesuidou@city.himi.lg.jp

氷見市民憲章

～ みんなでつくる わたしたちのまち ～

はるかに立山連峰を望む氷見市は、海から里山まで広がる豊かな自然に恵まれています。また、先人の知恵に学びながら、様々な歴史や文化を育んできました。

この美しいふるさとに愛着と誇りをもち、さらに市民が主役となってまちづくりを進めることを目指し、ここに市民憲章を定めます。

第1章 自然と調和したまち

海と大地の恵みに感謝し 豊かで美しい自然を守ります

第2章 笑顔あふれるまち

温かい家庭や地域の中で 健やかな心と体を育みます

第3章 安全安心なまち

信頼のきずなで支え合い 心豊かに暮らせるまちを築きます

第4章 市民が協働するまち

市民一人一人が自分のよさを生かし まちづくりに参加します

第5章 活力ある交流のまち

人も心も通い合う にぎわいと活気に満ちたまちをつくります

発行 氷見市

編集 氷見市企画政策部 地域振興課 地域協働担当

〒935-8686 富山県氷見市鞍川1060番地

TEL 0766-74-8013 FAX 0766-74-8255

Email chiikishinkou@city.himi.lg.jp